

No.26	事業名	身体障害者及び知的障害者 相談員の配置	24年度 予算額	426 千円	新規 拡大 継続
-------	-----	------------------------	-------------	--------	----------------

### 1 事業目的（趣旨）

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置し、身体障害者及び知的障害者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行い、障害者福祉の増進を図る。

### 2 全体の事業内容

#### (1) 事業期間

平成 24 年度～

#### (2) 事業主体

豊岡市

#### (3) 全体事業費（補助率・負担率等）

426 千円

### 3 24 年度予算

#### (1) 予算額

426 千円

#### (2) 事業内容

身体障害者相談員を 20 名、知的障害者相談員を 3 名設置する。

身体障害者及び知的障害者、またはその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

### 4 その他参考事項（事業内容の詳細等）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、平成 24 年 4 月より身体・知的相談員への委託に関する事務が県から市へ移譲される。

担当課名【社会福祉課】（内線 3008）

施策体系番号 1-2-6

No.27	事業名	福祉タクシー利用料金助成 の改正	24年度 予算額	2,291 千円	新規 拡大 継続
-------	-----	---------------------	-------------	----------	----------------

### 1 事業目的（趣旨）

心身に重度の障害があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける重度心身障害者（児）に対し、タクシーとバスの利用料金の一部を助成することにより、社会参加の促進及び福祉の向上を図る。

### 2 全体の事業内容

#### (1) 内 容

重度心身障害者（児）に対し、タクシーと市内を運行する路線バスの利用料金の一部を助成する。

#### (2) 事業期間

平成 24 年 4 月 1 日～

#### (3) 事業主体

豊岡市

### 3 24 年度予算

#### (1) 予算額

2,291 千円

#### (2) 事業内容

タクシーと市内を運行する路線バスを共通して利用できる制度とし、1 回の乗車につき 500 円（バスを利用する場合は 100 円単位で利用可）を助成する。

制度の改正により、利便性向上による重度心身障害者（児）のさらなる社会参加促進と、地域間の交通格差の是正、公共交通機関の利用促進及び地域経済の活性化を図る。

### 4 その他参考事項（事業内容の詳細等）

事業内容の詳細については別紙のとおり

担当課名【健康福祉部社会福祉課】（内線 3012）

施策体系番号 1-2-6

## (別紙)

区分	現 行	改正後
名称	福祉タクシー利用券	福祉タクシー・バス共通利用券
対象者	①身体障害者手帳1・2級所持者 ②療育手帳A判定所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※自動車税等の減免を受けている者、施設に入所している者、市高年福祉課の行う外出支援サービス利用者は除く。	
交付枚数	4枚/月(450円×4枚) ※じん臓機能障害で人工透析療法を受けている者は13枚/月	4枚/月(100円×5×4枚) ※じん臓機能障害で人工透析療法を受けている者は13枚/月(100円×5×13枚)
助成額	450円/枚 ※年度上限48枚、21,600円 ※人工透析の場合は年度上限156枚、70,200円	500円/枚 ※年度上限48枚、24,000円 ※人工透析の場合は年度上限156枚、78,000円
利用方法	1回の乗車につき1枚	1回の乗車につき1枚 ※バス利用の場合は100円単位で利用可
利用できる交通機関	・市と委託契約を締結したタクシー会社の運行するタクシー(現在18社)	・市と委託契約を締結したタクシー会社の運行するタクシー(現在18社) ・市内を運行する路線バス(全但バス、コバス) ・市内を運行する市営バス(イナカー)

No.28 事業名 地域生活支援の充実	24年度 予算額	457 千円	新規 拡大 継続
---------------------	-------------	--------	----------------

### 1 事業目的（趣旨）

視聴覚に障害のある人が、充実した日常生活、社会生活を送れるよう意思疎通や情報取得・利用のための手段を確保し、もって障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する。

### 2 全体の事業内容

#### (1) 事業期間

平成 24 年 4 月 1 日～

#### (2) 事業主体

豊岡市

#### (3) 全体事業費（補助率・負担率等）

457 千円

### 3 24 年度予算

#### (1) 予算額

457 千円

#### (2) 事業内容

##### ①声の広報のCD化

視覚に障害のある人の情報保障の一環として、広報とよおかの録音テープ（カセットテープ）を声の広報としてお届けしているが、その媒体をCDに変更するとともに、希望者に限っていた配布範囲を重度の視覚障害のある人（視覚障害の身体障害者手帳1、2級を所持する者）と希望者に拡大する。

##### ②登録要約筆記者研修

手話では十分に意思疎通できない中途失聴者や難聴者への情報保障として平成23年度から要約筆記者派遣事業を実施しており、その登録要約筆記者の技術の向上を図るため、継続的な研修を実施する。

### 4 その他参考事項（事業内容の詳細等）

#### ①声の広報のCD化

家電製品等のデジタル化の進展により、広く家庭に普及しているCDを媒体にすることで声の広報の普及拡大と聞きたい情報に容易にアクセスできるなどの利便性向上を図る。

担当課名【社会福祉課】（内線 3011）

施策体系番号 1-2-6

No.29	事業名	(仮称)障害者虐待防止センターの設置と障害者相談支援の充実	24年度 予算額	22,931 千円 (22,867)	新規 拡大 継続
-------	-----	-------------------------------	-------------	--------------------------	----------------

### 1 事業目的（趣旨）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）による市町村障害者虐待防止センターの設置及び障害者自立支援法の改正にかかる障害者等相談支援体制の強化を行う。

### 2 全体の事業内容

#### (1) 内 容

##### ①障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止センターについては、法に掲げる業務（通報・届出の受理、障害者・養護者の相談・助言、広報・啓発）を行う。また、障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制や相談支援体制の強化を図る。

##### ②障害者相談支援業務の拡充

障害者自立支援法の改正による計画相談支援・障害児相談支援の対象拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、障害者相談支援業務の拡大・充実を図る。

#### (2) 事業期間

平成 24 年度～

#### (3) 事業主体

豊岡市

### 3 24 年度予算

#### (1) 予算額

22,867 千円

#### (2) 事業内容

(仮称) 障害者虐待防止センター及び障害者相談支援事業所については、豊岡市福祉事務所内に設置し、運営を豊岡市社会福祉協議会に委託する。

### 4 その他参考事項（事業内容の詳細等）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要については、別紙のとおり

担当課名【社会福祉課】（電話 24-7033）

施策体系番号 1-2-6

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等定めることにより、障害者虐待の防止、養護者虐待の防止、養護者虐待に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正障害者基本法第2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】相談等、居室確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p> <p>市町村 → 市町村                      ① 事実確認(立入調査等)                      ② 措置(一時保護、後見審判請求)</p>	<p>【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>市町村 → 市町村 → 都道府県                      報告 → ① 監督権限等の適切な行使                      ② 措置等の公表</p>	<p>【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>市町村 → 市町村 → 都道府県 → 都道府県                      通報 → 報告 → ① 監督権限等の適切な行使                      ② 措置等の公表</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害児には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養育施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢者虐待防止法を、この法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

No.30	事業名 認知症対策の推進	24年度 予算額	4,710 千円	新規 拡大 継続
-------	--------------	-------------	----------	----------------

1 事業目的（趣旨）

豊岡地域包括支援センター（高年福祉課内）に、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制の構築を図る。

2 全体の事業内容

(1) 内 容

- ① 地域における認知症ネットワーク体制の構築
- ② 認知症疾患医療センター（公立豊岡病院内）等医療機関との連携
- ③ 認知症における相談受付、相談窓口の周知啓発
- ④ 認知症に関する知識の普及・啓発
- ⑤ 認知症、若年性認知症の方への支援 ほか

(2) 事業期間

平成 22 年度～

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 全体事業費（補助率・負担率等）

認知症対策等総合支援事業〔国庫補助事業〕 補助率：10/10

3 24 年度予算

(1) 予算額

4,710 千円

(2) 事業内容

- 地域における認知症ネットワーク体制の構築  
認知症支援ネットワーク会議の開催、認知症地域支援推進員の配置
- 認知症における相談受付、相談窓口の周知啓発  
市民向けフォーラムの開催、介護従事者に対する研修、チラシ等の作成、キャラバンメイトステップアップ事業
- 認知症に関する知識の普及啓発  
認知症サポート医による巡回相談、認知症介護教室の開催

4 その他参考事項（事業内容の詳細等）

本事業以外に介護保険事業特別会計における介護予防事業として、認知症サポーター等の養成、認知症予防高齢者集いの場事業等の認知症関連事業を実施

担当課名【高年福祉課】（内線 3041）

施策体系番号 1-2-4

No.31	事業名	歩いて暮らすまちづくり構想の推進	24年度 予算額	12,456 千円	新規 拡大 継続
-------	-----	------------------	-------------	-----------	----------------

### 1 事業目的（趣旨）

歩いて暮らすまちづくり構想（構想名称を「スマートウェルネス豊岡構想」から変更。）は、歩いて暮らすことを基本とした健康あふれるまちづくりに市民誰もが参加し、健康に生活を営むことのできる、少子高齢・人口減社会においても持続可能な新しい都市モデルの構築を目的とする。

「歩いて暮らすまちづくり条例」を制定し、条例に基づいて策定した構想により事業を推進する

### 2 全体の事業内容

#### (1) 内 容

##### ①歩いて暮らすまちづくり構想【拡大】

- ・H23年度 歩いて暮らすまちづくり条例の制定及び構想の決定
- ・H24年度～ 構想に基づく事業の実施

##### ②地域活性化総合特区（健康まちづくり）【拡大】

- ・H23年度 総合特区の指定、特別区域計画認定（全国7自治体等の共同申請）
- ・H24年度～ 健康政策の効果検証を可能にする健康クラウドの構築に着手

##### ③笑顔あふれる健康マイレージ「健康ポイント制度」

- ・歩くことなど、健康づくりをポイント化し、貯まったポイントを社会貢献や公共施設等の利用券と交換できる制度

##### ④健康づくり推進モデル事業【新規】

- ・市民一人ひとりが健康であり続け、手を携えて地域を支えていく社会を築くため、行政区単位での運動教室などの健康づくりの取組みを支援。その有効性について検証、成果を公表し、他地区への取組みの拡大を目指す。

#### (2) 事業期間

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| ①歩いて暮らすまちづくり条例及び構想           | H23年度～ |
| ②健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区 | H24年度～ |
| ③笑顔あふれる健康マイレージ「健康ポイント制度」     | H23年度～ |
| ④健康づくり推進モデル事業                | H24年度～ |

#### (3) 事業主体

豊岡市

### 3 24年度予算

#### (1) 予算額

12,456千円

#### (2) 事業内容

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①歩いて暮らすまちづくり条例及び構想 | 周知、施策の積極的な推進、進行管理    |
| ②総合特区              | 健康クラウド構築に着手、地域協議会の開催 |
| ③健康ポイント制度          | 参加者、対象事業の拡大          |
| ④健康づくり推進モデル事業      | 指導員の育成、対象地区の選定・事業実施  |

担当課名【健康増進課】（内線 3170）

施策体系番号 1-2-1



No.32	事業名 自殺・うつ病予防対策	24年度 予算額	1,508 千円	新規 拡大 継続
-------	----------------	-------------	----------	----------------

### 1 事業目的（趣旨）

平成10年以降、毎年全国で3万人もの人が自ら命を絶っており、本市においては、平成20～22年の3カ年は平均して年21人の状況である。

こうしたことから、市民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発することにより、これらに対する理解を深め偏見をなくし、自殺を減らすとともに、こころの健康を保つ取り組みを行なう。

### 2 全体の事業内容

#### (1) 内 容

市役所庁内連絡会の開催、精神科医・臨床心理士による相談、講演会、自殺予防キャンペーン等の実施

#### (2) 事業期間

平成22年度～

#### (3) 事業主体

豊岡市

### 3 24年度予算

(1) 予算額：自殺対策強化基金市町補助事業 10/10 補助（補助限度額 1,000千円）  
1,508千円

#### (2) 事業内容

- 市役所庁内連絡会の開催

「自殺は様々な要因が重なり心理的に追い込まれた末の死」と言われることから、関係する庁内の課が連携し、自殺対策を総合的に進めることを目的に開催（年に2～3回）

- こころのケア相談

精神科医による定例相談 … 2ヶ月に1回

- こころの相談日

臨床心理士による定例相談 … 平成24年10月～毎月1回

- うつのチェックとそのフォロー事業

市民健診や市役所の窓口でうつのチェックシート（こころとからだの質問票）を広く市民に実施。

チェックシートによりうつ状態にある市民を早期に発見し、適切な相談機関へつなぐ。

- 「自殺・うつ予防」のための精神科医による講演会（平成24年6月下旬頃）

- 平成24年9月…自殺予防週間キャンペーン

- 平成25年3月…自殺予防月間キャンペーン

担当課名【健康増進課】（内線 3131）

施策体系番号 1-2-1

No.33 事業名 <b>ドクターカーの運行</b>	24年度 予算額	10,665 千円	新規 <b>拡大</b> 継続
----------------------------	-------------	-----------	-----------------------

### 1 事業目的（趣旨）

ドクターヘリ・ドクターカーの運行により、救急患者のいる救急現場に医師・看護師を素早く送り届け、一分一秒を争う緊急患者への適切な治療をいち早く行うことで、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果が期待できる。

ドクターヘリは、比較的遠距離の救急に大きな効果を発揮するが、夜間・悪天候時などの視界不良時は運行することができない。一方、ドクターカーは、比較的近距離の救急に大きな効果を発揮し、運行条件の制約も少ない。ドクターヘリとドクターカーを同時併用運行することにより、それぞれの特徴を生かしたより良い救急医療体制を整えることができる。

### 2 全体の事業内容

#### (1) 内容

公立豊岡病院のドクターカーは、平成22年12月5日に運用を開始し、天候不良時におけるドクターヘリの補完としてスタートした。

公立豊岡病院の救急医が増員されたことにより、ドクターヘリの補完的な運行から、平成23年9月にはヘリとの併用運行が開始され、12月には運行時間の延長が行われた。

平成22年3月にドクターカー導入に向けて設置された「ドクターカー導入研究会」では「当初はドクターヘリの補完を目的とするが、医療体制、スタッフの充実に伴って最終的には24時間365日運行体制を目指す」としており、その経過的運用として、運行時間を午前6時から午後11時までとして実施する。

#### (2) 事業期間

平成22年度～

#### (3) 事業主体

公立豊岡病院

### 3 24年度予算

10,665千円（豊岡市の負担額）

24年度全体事業費：26,370千円

但馬3市2町で費用と収入の差額を費用負担（均等割20%、人口割40%、時間割20%、利用割20%）

担当課名【健康増進課】（内線3102）

施策体系番号 1-2-2